

労働者派遣事業関係資料

平成18年10月

- ⑥ 派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置について
- ⑦ 派遣労働者からの苦情等について

⑥派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置

[15年改正]

- 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置、労働・社会保険の適用の促進、派遣労働者の福祉の増進、適正な派遣就業の確保、雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの派遣労働者の受け入れについて規定を追加（派遣元指針、派遣先指針）

[派遣元事業主が講ずべき措置に関する論点]

- 教育訓練や福利厚生等について派遣先の実情を把握し、均衡に配慮することについてどう考えるか
- 教育訓練の実施を促進する方策についてどう考えるか
- 労働・社会保険に派遣労働者を適切に加入させる方策についてどう考えるか

[派遣先が講ずべき措置に関する論点]

- 派遣元が行う教育訓練や派遣労働者の自主的な能力開発等について、便宜を図ることについてどう考えるか
- 労働・社会保険の加入を促進させる方策についてどう考えるか
- 派遣先における派遣労働者の社員登用制度を設けることについてどう考えるか

⑦派遣労働者からの苦情等

[15年改正]

- なし

[派遣労働者からの苦情等に関する論点]

- 派遣契約の中途解除に係る苦情についてどう考えるか
- 人間関係に関する苦情が多いことについてどう考えるか
- 賃金について勤続年数や実力、能力に応じたものにしてほしいといった派遣労働者からの苦情についてどう考えるか